京都機械工具株式会社 代表取締役 宇城 邦英 様 上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について (通知)

平成26年8月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について,大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングセンタートバポ 京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地ほか6筆
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

工事期間中における工事車両による事故を防止するため,交通誘導員を配置するなど, 一般通行者及び車両の安全確保に努めることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況(立地状況等)

当該商業施設は,都市計画法上の準工業地域に立地している。

周辺の状況としては、店舗北側は丹波橋通を隔てて共同住宅及び駐車場、東側は工場及び住居等、西側は国道1号を隔てて飲食店、事業所及び工場、南側は道路を隔てて工場が立地している。

また、当該施設は三つの店舗(西友下鳥羽店、ひごペットフレンドリー、アサヒプラザ下鳥羽店(閉店済))が一つの敷地内に立地している。

今回の届出内容は、アサヒプラザ下鳥羽店(閉店済)の跡地に、(仮称)ジョーシン 電機伏見下鳥羽店を建築するため、工事期間中に一時的に生じる駐車場の収容台数及び 位置の変更並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更である。

なお, (仮称) ジョーシン電機下鳥羽店の出店に伴う変更の届出については, 平成26年8月29日付けで届け出られている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、工事期間中の工事車両の出入り及び通学生徒への安全対策、駐車ゲートの変更の有無、樹木の植栽、店舗の開店日等についての意見及び質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画のうち、駐車場の収容台数及び位置の変更については、平面駐車場の 一部が工事により使用できなくなるため、隔地駐車場を確保するものである。

従前の店舗の営業実績によると、工事期間中も敷地内の収容台数でピーク時における 駐車台数を充足しているため、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更については、隔地駐車場を確保することによる変更であるが、従前から月極駐車場として使用している駐車場の一部を利用するものであり、店舗敷地内の駐車場が満車となる可能性も低いことから、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、届出者においては、工事期間中における工事車両による事故を防止するため、 交通誘導員を配置するなど、一般通行者及び車両の安全確保に努めることが望まれる。